

台風に対する非常措置についてのお知らせ

本校においては、台風により京都市（*テレビやラジオにおいては、「京都南部」または「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「暴風警報」が発令された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

1 登校前に発令された場合

- (1) 「暴風警報」が解除されるまで、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については、下記の措置を執ります。
 1. 午前7時現在で解除された場合、平常授業を行います。
 2. 午前8時現在で解除された場合、午前10時始業とし、短縮40分で時間割通りの授業を行いません。
 3. 午前10時現在で解除された場合、午後1時始業とし、午後の時間割で授業を行いません。
 4. 午前10時現在で解除されない場合は休業とします。
 5. 上記1～3のいずれの場合も午前10時現在に京阪電鉄、阪急電鉄、市バスのいずれかが全面的に運行不能の場合は臨時休業とします。
- (3) 夏期休業中の補習およびクラブ活動等も、上記(1)(2)を適用します。

京都市以外の地域に住んでいる生徒は、その居住地に「暴風警報」が発令中の場合、自宅待機させてください。解除された場合は、1～5により休業していなければ可能な限り速やかに登校させてください。

2 在校中に発令された場合

気象状況、帰宅に要する時間、通学路の状況などに十分配慮し、帰宅させるかどうかを決定します。